

事 務 連 絡

平成 25 年 5 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種による副反応の保護者等からの報告の取扱いについて

予防接種行政につきまして、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 4 月 1 日に予防接種法の一部を改正する法律（平成 25 年法律 8 号）が施行され、標記については「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長連名通知。以下「副反応通知」という。）に基づき対応いただいているところですが、被接種者又はその保護者（以下「保護者等」という。）からの報告については、副反応通知 1 の（8）の取扱いを徹底するよう改めて関係機関へ周知を図っていただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、予防接種の安全性の向上を図る観点から、平成 25 年 3 月 31 日まで実施した「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく予防接種による副反応の保護者等からの報告について、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係機関や保護者等へ周知を図っていただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

市町村が、保護者等からの「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく予防接種後に発生した健康被害に関し相談を受けた場合等には、副反応通知別紙様式 2 による報告を促すとともに、それを都道府県を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課へ F A X（F A X 番号：0120-510-355）にて報告すること。

また、その際、保護者等に対し、厚生労働省に報告がなされること及び必要に応じ、厚生労働省等から記載事項について連絡がなされること等について、十分な説明を行い、同意を得ること。